

	愛する地球のために約束する草津市条例 くさつしじょうれい	千代田区地球温暖化対策条例	川越市地球温暖化対策条例
前文	<p>春、子どもたちが入学式を迎える頃、市内には桜の花はどこにも咲いていません。</p> <p>夏、せみの鳴き声が、変わりました。</p> <p>秋、琵琶湖のまわりでは、お米の収穫量が減りました。</p> <p>冬、琵琶湖に渡り鳥が、やってこなくなりました。</p> <p>私たちがこのまま今までのような生活を続けていくかぎり、このような光景を目にすることになるでしょう。</p> <p>今こそ、私たち人間は、地球上の生きているすべての中の一員として、限らずに持続可能な共生を続けていくために、何を行わなければならないのか真剣に考え、行動することが求められています。</p> <p>身近なことから、できることから、地球のために良いことを始める「私たち一人ひとりが自ら進んで、あるいは多くの人たちが手と手を取り合って」そして自然の摂理を大切に、地球を愛し続ける決意を込めて、地球温暖化防止のための条例を制定します。</p>	<p>「千代田区は日本の経済の中心、だけど比較的緑が多くて、産業と自然の調和がとれた、過ごしやすい区だよ。」</p> <p>「今よりもっと千代田区を緑でいっぱいにして『緑の区、千代田』と呼ばれるようにしたいね。」</p> <p>「そうだね。経済だけでなく環境対策でも中心地となる千代田区になったらいいな。」</p> <p>「環境問題といってもいろいろあるよね。」</p> <p>「うん、なかでも今は地球温暖化が深刻になってきているよ。」</p> <p>「そうか。地球温暖化か。地球温暖化は大きな気候変動をもたらす、大規模な自然災害の原因となって、生活や経済に大きな影響を与えるという問題があるよ。」</p> <p>「ねえ、千代田区は、昼と夜の人口が大きく違うよね。」</p> <p>「そう、住んでいる人よりも、仕事や勉強に来る人のほうが多いんだ。だから、区外から来る人にも地球温暖化防止を呼びかけなくてはならないよね。」</p> <p>「千代田区で地球温暖化対策が進んでいけば、きっと他の地域にも、地球温暖化への意識が広がっていくよ。」</p> <p>「千代田区を、地球温暖化対策で一步先を行く発信地にしていこう。」</p> <p>「みなさん、地球の中の日本、日本の中の東京、東京の中の千代田区として地球温暖化防止への取り組みを進めましょう。」</p> <p>「千代田区が動いて、周辺の地域に、全国に、環境への取り組みを働きかけていこう。」</p> <p>「世界中にこの取り組みを伝え、次の世代の人々に美しい地球を残しましょう。」</p> <p>区内の中学生より</p> <hr/> <p>地球温暖化による気候変動は、すでに異常気象などにより私たちの生活に影響をもたらしています。このまま放置すれば、砂漠化の進行や海面上昇などの直接的な影響のほか、食料不足、飲料水の枯渇、生態系の破壊など、人類の生存基盤に一層深刻な影響が出てくるものと予想されています。</p> <p>このため2050年までには、地球温暖化の主原因である温室効果ガス排出量を、世界全体で半分以上にする必要があるといわれています。</p> <p>千代田区で排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。</p> <p>千代田区には、わが国を代表する大企業や官公庁などが多く存在していて、今後も活発な事業活動や都市の再整備が見込まれるため、このままだとそのエネルギー消費により二酸化炭素の排出は増え続けます。</p> <p>千代田区は、経済と環境とが調和した二酸化炭素の排出が少ない社会をめざし、この美しい地球を良好な状態で、こどもたちやさらに未来の人々に引き継ぐため、この条例を制定します。</p>	

目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、草津市の環境に対する基本的な考え方を決めている <u>草津市環境基本条例(平成9年草津市条例第10号)</u> により、市役所、市民および事業者ならびに学校、町内会、グループなど(これからは「団体等」と呼びます。)ならびに草津市を訪れた人の役割を明らかにし、地球のために約束する協定(これからは「協定」と呼びます。)によって、それぞれが地球温暖化を防ぐ取り組みを行い、またそれに協力することにより、私たちがこれからも健康で豊かな生活を送れることを目的とします。</p>	<p>目的 第1条 この条例は、地球温暖化の防止に関し、次のことを定め、千代田区(以下「区」といいます。)にかかわるすべての人々が将来にわたり、より健康で快適な生活をおくれるようにするとともに、地球全体の環境保全に貢献することを目的とします。</p> <p>(1) 地球温暖化対策の基本となる考え方 (2) 区や区民、事業者の責務 (3) 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進</p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、<u>川越市良好な環境の保全に関する基本条例(平成十八年条例第三十六号)第三条</u>に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する計画の策定その他の地球温暖化の防止に関し必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>
定義	<p>(言葉の意味) 第2条 この条例の中で使用する言葉の意味は、次のとおりです。</p> <p>1) 温室効果ガス 太陽の光で温められた地表から、宇宙に向かって熱が放出されます。その熱を吸収して再び地表に戻す、温室のように地球を温める効果がある、二酸化炭素、メタン、フロンなどの気体をいいます。</p> <p>2) 地球温暖化 大気中の温室効果ガスの濃度が増えすぎることによって地表や大気の温度が上昇することをいいます。</p>	<p>(ことばの意味) 第2条 この条例で用いられることばの意味は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 地球温暖化 人々の活動に伴い発生する二酸化炭素などが増加することによって、地球全体の地表と大気の温度を上昇させる現象をいいます。</p> <p>(2) 地球温暖化対策 人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量を減らすなど、地球温暖化の防止に役立つ方法をいいます。</p> <p>(3) 区民 区内に住んでいる人や、区内の企業や学校などで働き学ぶ人、買い物などで一時的に区を訪れる人をいいます。</p> <p>(4) 事業者 企業、官公庁(区を除きます。)その他の団体や個人事業主をいいます。</p> <p>(5) 京都議定書目標達成計画 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成17年条約第1号)に基づき、政府が定めた計画をいいます。</p> <p>(6) 地球温暖化配慮行動 省エネルギーや省資源の取り組みなど、地球温暖化の防止に役立つ行動をいいます。</p> <p>(7) 環境マネジメントシステム 「計画、実行、評価、見直し」の繰り返しにより、環境により良い行動を継続的に行う仕組みをいいます。</p> <p>(8) 千代田エコシステム 区にかかわるすべての人々が取り組みやすい環境マネジメントシステムをいいます。</p> <p>(9) 再生可能エネルギー 太陽光や風力など、二酸化炭素の発生が少なく、繰り返し活用できるエネルギーをいいます。</p> <p>(10) 未利用エネルギー</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下この条において「法」という。)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。</p> <p>二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。</p> <p>三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。</p> <p>四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。</p>

		<p>下水の熱や地中熱など、あまり利用されていないエネルギーをいいます。</p> <p>(11) 公有施設 区をはじめとする官公庁など、公的機関が保有する施設をいいます。</p> <p>(12) 低炭素型社会 人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量が少なく、地球全体の環境保全に貢献する社会をいいます。</p> <p>(13) エネルギー事業者 電気やガスなどのエネルギーを供給する事業者をいいます</p>	
<p>政策の方向</p>	<p>(役割) 第3条 市民^{しみん}、事業者および団体^{だんたい}等は、地球温暖化^{おんだんか}を防^{ふせ}ぐために、自ら進んでできることを見つけて、取り組みを行い協定^{きようてい}を結^{むす}びましょう。 市役所、市民、事業者、団体等および訪^{おとず}れた人は、協定^{きようてい}に協力^{きようりよく}しましょう。 市役所は、協定^{きようてい}を結^{むす}び、また協力^{きようりよく}してもらおうように働^{はたら}きかけるとともに、地球温暖化^{おんだんか}を防^{ふせ}ぐようにしなければなりません。</p>	<p>(基本となる考え方) 第3条 区は、次の考え方に基^{もと}づいて地球温暖化対策(以下「温暖化対策」といいます。)に取り組みます。 (1) 区民が健康で快適に暮らすためのより良い環境を保ち、子どもたちやさらに未来の人々へ引き継ぎます。 (2) サービスの提供や都市の再整備などの事業活動と、より良い環境とがともに成り立つ社会をめざします。 (3) 区や区民、事業者は、互いに知恵と力を出しあって、広く日常生活や事業活動のすべてにおいて温暖化対策に取り組みます。 (対策目標) 第4条 区は、次に定める目標を達成する社会をめざし、区民や事業者と協力しあって、温暖化対策に取り組みます。 (1) 短期目標 2012年までに、京都議定書目標達成計画に定められた業務部門や家庭部門の水準を達成します。 (2) 中期目標 2020年までに、区内の二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減します。 (区の責務) 第5条 区の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。 (1) 温暖化対策に役立てるための計画や指針などを作成し、推進すること。 (2) 区民や事業者に対し、区が実施する温暖化対策への参加協力を促すこと。 (3) 区の事務や事業に関し、率先して温暖化対策に努めること。 (区民の責務) 第6条 区民の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。 (1) 日常生活や区内でのいろいろな活動において、温暖化対策に努めること。 (2) 区が実施する温暖化対策に協力すること。 (3) 他の区民、事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。 (事業者の責務) 第7条 事業者の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。</p>	<p>(市の責務) 第3条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。 市は、事業者、市民、民間団体及び滞在者が行う温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずるものとする。 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。 (民間団体の責務) 第6条 民間団体(市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。)は、その活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された民間団体は、その活動を通じて、地球温暖化の防止に関し、事業者、市民及び滞在者の理解を深め、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働を促進するように努めるものとする。 (滞在者の責務) 第7条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策</p>

		<p>(1) 事業活動を行うとき、温暖化対策に努めること。 (2) 事業活動に関して、区が実施する温暖化対策に協力すること。 (3) 事業活動に関して、区民や他の事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。</p>	<p>に協力するように努めなければならない。</p>
<p>政 策 の 具 体 化 に つ い て</p>	<p>(協定の仕組み) 第4条 市長は、地球温暖化^{おんだんか}を防^{ふせ}ぐため、市民^{しみん}、事業者および団体^{だんたい}等と協定^{きようてい}を結^{むす}びます。 協定^{きようてい}の内容^{ないよう}は、次のとおりです。 1) 温室効果^{こうか}ガスの放出を減^へらすために取り組むこと。 2) 大気中の温室効果^{こうか}ガスを吸収^{きゆうしゆう}するために取り組むこと。 3) 地球温暖化^{おんだんか}を防^{ふせ}ぐための方法^{ほうほう}を多くの人に知^しらせること。 協定^{きようてい}には、目標^{もくひよう}を決^けめるようにしましょう。 協定^{きようてい}の内容^{ないよう}をどのように行ってどのような結果^{けつか}であったかについて、市長に報告^{ほうこく}しましょう</p> <p>(情報の提供など) 第5条 市長は、多くの人が協定^{きようてい}を結^{むす}び、また協力^{きようりよく}してもらえるように、次のことを行います。 1) 地球温暖化^{おんだんか}についての仕組みや原因^{げんいん}、そして地球温暖化^{おんだんか}を防^{ふせ}ぐための方法^{ほうほう}などの情報^{じようほう}の提供^{ていきよう}およびさまざまな場を通して環境^{かんきよう}学習を推進すること。 2) 協定^{きようてい}を結^{むす}び取り組んでいる内容^{ないよう}を多くの人に知らせること。</p>	<p>【第2章 地球温暖化対策の取組み】</p> <p>(地域推進計画) 第9条 区長は、区全体の温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温暖化対策推進法」といいます。)に基づく地域推進計画を定めます。</p> <p>2 地域推進計画は、次の事項を定めます。 (1) 温暖化対策に関する計画期間や目標 (2) 温暖化対策に関する具体的な方法 (3) その他、温暖化対策の推進に役立つ事項</p> <p>3 区長は、地域推進計画を定めるときや変更するとき、区民や事業者の意見を反映するよう努めます。</p> <p>4 区長は、地域推進計画を定めたときや変更したときは、速やかに公表します。</p> <p>(区の実行計画) 第10条 区長は、区の事務や事業に関し、自ら率先して温暖化対策に取り組むため、温暖化対策推進法に基づく実行計画を定めます。</p> <p>(国や東京都などとの連携) 第11条 区は、温暖化対策を推進するため、広域的な取組みについては、国や東京都、他の地方公共団体と連携するよう努めます。</p> <p>2 区は、近隣の地方公共団体と連携して、温暖化対策を推進するよう努めます。</p> <p>(環境にかかわる教育や学習) 第12条 区は、区民や事業者の地球温暖化配慮行動(以下「配慮行動」といいます。)を促すため、環境にかかわる教育を推進します。</p> <p>2 区民や事業者は、環境にかかわる教育を行うとともに、学習に努め、配慮行動を実施するものとします。</p> <p>(環境マネジメントシステム) 第13条 事業者は、千代田エコシステムなど環境マネジメントシステムの導入に努めるも</p>	<p>(地球温暖化対策地域推進計画) 第八条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下この条において「地球温暖化対策地域推進計画」という。)を定めなければならない。 地球温暖化対策地域推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標値 二 前号に規定する目標値を達成するために必要な施策に関する事項 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項</p> <p>市長は、地球温暖化対策地域推進計画を策定するに当たっては、川越市良好な環境の保全に関する基本条例第三十一条の規定により設置された川越市環境審議会の意見を聴かなければならない。 市長は、地球温暖化対策地域推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 前二項の規定は、地球温暖化対策地域推進計画の変更について準用する。 市長は、毎年度、地球温暖化対策地域推進計画に基づく地球温暖化対策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。</p> <p>(温室効果ガス排出削減指針) 第九条 市長は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者(以下「特定排出事業者」という。)がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針(次項において「温室効果ガス排出削減指針」という。)を定めるものとする。 市長は、温室効果ガス排出削減指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>(温室効果ガス排出削減計画書の作成等) 第十条 特定排出事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。 一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況 二 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置及び目標</p>

- のとします。
- 2 区は、区民や事業者へ千代田エコシステムの普及を促します。
 - 3 区民は、千代田エコシステムへの参加に努めるものとします。

(建物に関するエネルギー対策)

第14条 区は、建物から排出される二酸化炭素の削減を図るため、次のエネルギー対策(以下「建物のエネルギー対策」といいます。)に取り組みます。

- (1) 建物の省エネルギー化
- (2) 再生可能エネルギーの導入
- (3) 未利用エネルギーの有効活用

- 2 公有施設を新築、増改築する者は、建物のエネルギー対策を導入するものとします。
- 3 公有施設を維持管理する者は、建物のエネルギー対策に努めるものとします。

(エネルギーの適切な使用)

第15条 区民や事業者は、日常生活や事業活動において、エネルギーを無駄なく適切に使用するものとします。

- 2 区民や事業者は、省エネルギー効率に最も優れた電気機器やガス機器など(以下「機器」といいます。)の使用に努めるものとします。
- 3 区は、区民や事業者が機器を買い替えるとき、省エネルギー効率に最も優れた機器の導入を支援します。

(相互支援の促進)

第16条 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策について支援することを促進します。

【第3章 推進制度】

(配慮行動の促進)

第17条 区は、区民や事業者の配慮行動を促進するための指針(以下「配慮行動指針」といいます。)を作成し、公表します。

- 2 規則で定める一定規模以上の事業者(以下「特定事業者」といいます。)は、配慮行動指針に基づいて、積極的に従業員への環境教育などに取り組み、区長に対して定期的に計画書や報告書を提出するものとします。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

特定排出事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を速やかに市長に提出しなければならない。

(実施状況書の提出)

第十一条 特定排出事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出削減計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施状況を記載した書面を作成し、これを市長に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書等の公表)

第十二条 市長は、[第十条第一項](#)若しくは[第二項](#)の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(建築物環境配慮指針)

第十三条 市長は、建築物の規則で定める規模以上の新築、増築又は改築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)が建築物の環境に対する配慮に係る措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針(次項において「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第十四条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 一 建築物の概要
- 二 建築物の環境に対する配慮に係る措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

特定建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更した内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事完了の届出)

第十五条 特定建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

3 特定事業者以外の事業者と区民は、配慮行動指針に基づいて、配慮行動に取り組み、区長に対して計画書や報告書を提出することができます。

4 区長は、大幅に二酸化炭素を減らすなど、模範となる配慮行動を行った区民や事業者を表彰し、公表します。

(低炭素型社会の形成)

第18条 区は、低炭素型社会の形成に関する指針を作成し、公表します。

2 区は、区内全域で、次のエネルギー対策に取り組みます。

(1) 区長は、規則で定める一定規模以上の建物の新築や増改築を行う者に対し、低炭素型社会の形成に関する指針に基づいて、建物のエネルギー対策を求めます。

(2) 建物のエネルギー対策を求められた者は、区長に計画書を提出し、建物のエネルギー対策の内容について協議を行うものとします。

3 区は、さまざまなまちづくりの取組みと連動して、次の温暖化対策に取り組みます。

(1) 区長は、低炭素型社会の形成に関する指針に基づいて、地域の関係者と協議のうえ、より高い効果をあげるため集中的な温暖化対策を行う地域を温暖化対策促進地域として指定します。

(2) 区長は、温暖化対策促進地域の関係者と協議を行い、低炭素型社会をめざした取組みを進めます。

(経済的支援)

第19条 区は、区民や事業者が行う温暖化対策について、基金の活用などにより経済的支援を行います。

2 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策を支援できる仕組みを設けます。

3 区長は、温暖化対策推進のための資金の一部として、区民や事業者からの寄附のほか規則で定める一定の建築行為等を行う者に対して、適切な負担を求めることができます。

(エネルギー事業者への協力依頼)

第20条 区長は、区内の二酸化炭素排出量を把握するため、エネルギー事業者に区内の総エネルギー使用実績の提出を依頼します。

2 エネルギー事業者は、区長の依頼に応じて協力するものとします。

(推進体制)

第21条 区長は、温暖化対策に関するさまざまな取組みを計画的に推進するため、必

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第十六条 市長は、[第十四条第一項](#)の規定による建築物環境配慮計画書の提出、[同条第二項](#)の規定による書面の提出又は前条の規定による工事完了の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(省エネルギーの性能表示)

第十七条 特定機械器具(一般消費者が通常生活の用に供する機械器具で、温室効果ガスの排出の量が相当程度多いものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を一の販売店において規則で定める台数以上陳列して販売する事業者(以下「特定機械器具販売事業者」という。)は、当該販売店において、規則で定めるところにより、エネルギーの消費量との対比における当該特定機械器具の性能に関する情報を適切に表示しなければならない。

特定機械器具を一の販売店において前項の規則で定める台数未満陳列して販売する事業者は、同項に規定する表示を行うように努めなければならない。

(指導及び助言)

第十八条 市長は、事業者、市民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

第十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定排出事業者、特定建築主及び特定機械器具販売事業者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるエネルギーを市内に供給している事業者のうち規則で定めるものに対し、エネルギーの供給量その他の規則で定める事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び公表)

第二十条 市長は、[第十条第一項](#)若しくは[第二項](#)、[第十一条](#)若しくは[第十四条第一項](#)若しくは[第二項](#)の規定による提出又は[第十五条](#)の規定による届出(以下この項において「提出等」という。)をすべき者が、正当な理由がなく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

		<p>要な体制を整備します。</p> <p>2 区長は、温暖化対策の推進や取組みの評価などに関する意見を聴くため、有識者や区民などから構成される組織を設置します。</p> <p>3 区長は、温暖化対策を適切に推進するため、区民や事業者と連携した組織を設け、温暖化対策に関する情報提供や技術支援を行います。</p>	<p>市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、当該公表の相手方に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
効果	<p>(表彰) 第6条 市長は、協定^{きょうてい}を結^{むす}びその報告^{ほうこく}があった中から、特^{とく}にすぐれた取組みに対して、表彰^{ひょうしょう}を行いたたえます。</p>		<p>(表彰) 第二十一条 市長は、温室効果ガスの排出の抑制等に関し特に優れた取組をしたものを表彰することができる。</p> <p>(助成措置) 第二十二条 市は、事業者、市民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を推進するために行う施設の整備又は体制の整備その他これらに類する取組のために必要があるときは、助成措置を講ずるように努めるものとする</p>
その他	<p>(その他) 第7条 この条例^{じょうれい}に決めていることのほか、必要^{ひつよう}なことについては市長が別^{べつ}に決めます。 付^つ 則^{そく}</p>	<p>【第4章 その他】</p> <p>(その他必要な事項) 第22条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に規則で定めます。</p>	<p>(委任) 第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
附則	<p>(施行^{しこう}する日) この条例^{じょうれい}は、平成^{へいせい}20年4月1日から施行^{しこう}します。</p> <p>(見直し) この条例^{じょうれい}は、これからの地球温暖化^{おんだん}を防^{ふせ}ぐ技術^{ぎじゆつ}の進歩や社会の状況^{じょうきよう}の変化^{へんか}に対応^{たいおう}するため、10年後に見直しを行います。</p>	<p>【附則】</p> <p>(施行期日) 1 この条例は、平成20年1月1日から施行します。ただし、第17条から第19条までの規定と第21条の規定については、規則で定める日から施行します。</p> <p>(条例の見直し) 2 この条例は、温暖化対策をめぐる技術の進歩や国内外の情勢の変化に合わせて、その都度見直すものとしします。</p>	<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九条及び第十三条 平成二十年十月一日</p> <p>二 第十四条から第十七条まで、第十九条第一項(特定建築主及び特定機械器具販売事業者に係る部分に限る。)及び第二項並びに第二十条(第十四条及び第十五条に係る部分に限る。) 平成二十一年一月一日</p> <p>三 第十条から第十二条まで、第十九条第一項(特定建築主及び特定機械器具販売事業者に係る部分を除く。)及び第二十条(第十四条及び第十五条に係る部分を除く。) 平成二十一年四月一日</p>